

民泊サービスを始める皆様へ

～ 簡易宿所営業の許可取得の手引き ～



平成28年11月



厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 生活衛生課

民泊サービスを始める皆様へ
～ 簡易宿所営業の許可取得の手引き ～
目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| はじめに ～原則として旅館業法に基づいて許可を受けることが必要です～... | 1 |
| 第1章 民泊サービスを実施するためには | 2 |
| 1. 許可が必要です | 2 |
| 2. 許可取得までの流れ（旅館業法） | 3 |
| 3. 営業を開始してから必要なこと | 5 |
| 第2章 旅館業法とは？ | 6 |
| 1. どのようなものに許可が必要か？ | 6 |
| 2. 旅館業の種類と構造設備基準 | 7 |
| 3. 民泊サービスの構造設備基準 | 8 |
| 第3章 その他の制度に基づく手続等 | 9 |
| 1. 建築基準法について | 9 |
| 2. 消防法について | 9 |
| 3. 賃貸契約、管理規約等について | 9 |
| 第4章 各自治体の担当部署一覧 | 10 |
| おわりに ～民泊サービスの新たな制度設計について～ | 25 |

はじめに ～原則として旅館業法に基づいて許可を受けることが必要です～

住宅（戸建住宅やマンションなどの共同住宅等）の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供する「民泊サービス」については、ここ数年、インターネットを通じて空き室を短期で貸したい人と宿泊を希望する旅行者とをマッチングするビジネスが世界各国で展開されており、日本でも急速に普及しています。

近年急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の状況といった観光立国推進の観点や、地域の人口減少や空洞化により増加している空き家の有効活用といった地域活性化の観点から、民泊サービスに対する期待が高まっています。

一方、テロの発生や感染症まん延など、宿泊者の安全確保の点で課題が指摘され、また、地域住民とのトラブル事例も発生しているなど、民泊サービスに関する問題も取りざたされています。

こうした状況を踏まえ、政府において民泊サービスの新たな法整備について検討しています（25 ページ参照）が、現在、民泊サービスを行うためには、原則として旅館業法に基づいて許可を受けることが必要です。

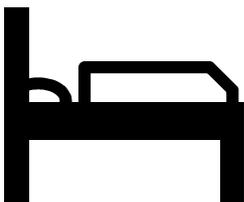
そこで、これから民泊サービスを始めようとする皆様に向け、民泊サービスを安全に行っていただくために必要となる旅館業法の手続等をご紹介しますための手引きを作成いたしました。

実際の許可申請の窓口は、都道府県（保健所を設置する市、特別区）の保健所となり、許可取得にあたっての条件は都道府県等によって若干異なりますので、具体的な手続きについては各都道府県等にご確認いただく必要がありますが、この手引きが許可取得のための一助となりますと幸甚です。

平成28年11月

厚生労働省 医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部 生活衛生課



第1章 民泊サービスを実施するためには

1. 許可が必要です

- 住宅を利用する場合であっても、有償で繰り返し、宿泊所として提供する「民泊サービス」を行うことは基本的に旅館業にあたるため、**旅館業法に基づく許可を得ることが必要**となります（旅館業法の詳細は6ページ参照）。
- 旅館業法に基づく許可にはいくつかの種別があります（7ページ参照）が、民泊サービスを行う場合は、**簡易宿所営業で許可を取得するのが一般的**です（8ページ参照）。
- 簡易宿所営業の許可を取得するには、使用する施設の構造設備が基準を満たす必要があります。

旅館業法施行令第1条第3項（簡易宿所営業における構造設備基準）

- 一 **客室の延床面積**は、33平方メートル（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
- 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
- 三 適当な**換気、採光、照明、防湿及び排水の設備**を有すること。
- 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の**入浴設備**を有すること。
- 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の**洗面設備**を有すること。
- 六 適当な数の**便所**を有すること。
- 七 **その他都道府県が条例で定める構造設備の基準**に適合すること。

- なお、平成28年4月に簡易宿所の許可基準が緩和され、**従来よりも容易に簡易宿所営業の許可を取得することができるようになりました**。（8ページ参照）

2. 許可取得までの流れ（旅館業法）

- 旅館業法に基づく許可を受けるためには、民泊サービスを行う予定の施設（住宅）の所在する都道府県（保健所を設置する市、特別区を含む。）の保健所にて申請をしていただく必要があります。
- 自治体や施設の状況等により異なりますが、一般的な許可取得までの流れは以下のとおりです。



① 事前相談

- 実際に許可申請を行う前に、事前相談を求めている自治体が多いようです。申請を開始する前に都道府県等の旅館業法担当窓口（10 ページ参照）にご相談ください。
- なお、相談にあたっては、
 - ・施設の所在地
 - ・施設の図面
 - ・建築基準法への適合状況（※）
 - ・消防法への適合状況（※）
 - ・マンション管理規約（民泊が禁止されていないかどうか）（※）などの確認を求められることがあります。（※9 ページ参照）



② 許可申請

- 許可申請にあたっては、原則として以下の書類の提出と手数料が必要です。
 - ・許可申請書
 - ・営業施設の図面
 - ・その他自治体が条例等で定める書類

※ 申請書の様式や申請書に添付する書類は自治体ごとに異なりますので、事前相談の際に都道府県等の旅館業法担当窓口（10 ページ参照）にご確認ください。

- なお、以下の場合には許可を得られないことがあります。

- 施設が構造設備基準を満たさないとき

- 申請をされる方が、次の1～3に当てはまる場合

- 1 旅館業法に違反、または旅館業法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない場合
- 2 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない場合
- 3 申請される者が法人であって、その業務を行う役員に1または2に該当する者がいる場合

- 施設の設置場所が公衆衛生上不適当であるとき

- 施設の設置場所が以下の施設の敷地の周囲おおむね 100mの区域内にあり、その設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがある場合

- 1 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校など）
- 2 幼保連携型認定こども園
- 3 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センターなど）
- 4 社会教育に関する施設（公民館、図書館、博物館など）で都道府県等の条例で定めるもの

- 自治体によっては、許可申請の前に事前審査を行っている場合があります。

③ 施設検査

- 施設が構造設備基準（2，7ページ参照）に適合していることを確認するため、**保健所職員等による立入検査が行われます**。構造設備基準を満たしていることが確認されるまでは、許可を取得することはできません。
- 4ページでご紹介した構造設備基準以外にも、**自治体ごとに条例で構造設備基準が定められています**。詳しくは都道府県（保健所を設置する市、特別区を含む。）の旅館業法担当窓口（10ページ参照）にお問い合わせください

い。

- なお、簡易宿所営業は「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設」とされており、1名しか宿泊できない客室のみの施設は該当しません。

④ 許可、営業開始

- 保健所の許可を得れば営業を始めることができます。なお、申請から許可までの標準的な期間は、数週間程度です（地域や時期等により差があります）。

3. 営業を開始してから必要なこと

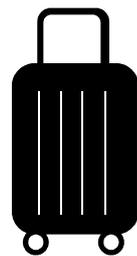
- 営業にあたっては、**寝具の交換や浴室の清掃などの衛生管理を適切に行うことが義務づけられています**。衛生管理に関する**具体的な基準は各自治体の条例により定められています**ので、都道府県等の旅館業法担当窓口（10ページ参照）にお問い合わせください。

衛生管理基準（例）

- ・ **換気**：換気用の開口部は常に解放すること 等
- ・ **採光、照明**：条例で定める基準以上の照度を保つこと 等
- ・ **防湿**：寝具は湿気を帯びないように保管すること 等
- ・ **清潔**：寝具は宿泊者ごとに交換すること 等
- ・ **その他宿泊者の衛生に必要な措置**：一部屋あたりに条例で定める人数を超えて宿泊者を宿泊させないこと。 等

- 営業者には宿泊者の氏名、住所等を記載した**宿泊者名簿を備えることが義務づけられています**。

また、**宿泊者が日本に住所を有しない外国人の場合は、パスポートのコピーの保存が必要です**。



第2章 旅館業法とは？

1. どのようなものに許可が必要か？

- 旅館業法では、旅館業とは、「**宿泊料（※）**を受けて人を宿泊させる営業」と定義されています。また、「**宿泊**」とは「**寝具を使用して施設を利用すること**」とされています。この**旅館業を営営する場合、旅館業法に基づく営業許可を受けなければならないこと**とされています。

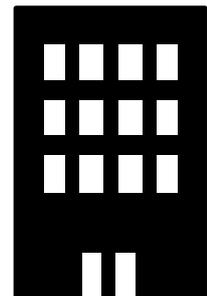
※「宿泊料」とは？

宿泊料という名称でなくても、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水費、室内清掃費などは宿泊料に含まれます。このため、これらの費用を徴収して人を宿泊させる営業を行う場合には、旅館業法に基づく許可が必要です。

- **旅館業法上の許可を得ずに旅館業を行うことは、旅館業法違反にあたります。**旅館業法第10条では、「許可を受けないで旅館業を営営した者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する」とされています。※有料で民泊サービスを行うことは禁止されていませんが、無許可で営業することは違法となります。

こんな場合は？

ウィークリーマンションのような1日（1泊）から1週間程度の単位でマンション等の空室に宿泊させるサービスは、賃貸契約により部屋を貸す場合であっても、実態として貸室業ではなく旅館業と判断され得る営業を行う場合は、旅館業法に基づく許可が必要です。ただし、一般的にマンションやアパートなどの利用者がそこに生活の本拠として使用する場合は旅館業法の適用を受けません。



2. 旅館業の種類と構造設備基準

- 旅館業法では、旅館業を主に次のように分類しています。

簡易宿所営業

- ・ 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。
- ・ ペンション、ユースホステルなど。

旅館営業

- ・ 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

ホテル営業

- ・ 洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

- 上記の種別ごとに異なる構造設備基準が定められています。

| | 簡易宿所営業 | 旅館営業 | ホテル営業 |
|------------|--|--|--|
| 客室数 | 規制なし | 5室以上 | 10室以上 |
| 客室床面積 | 延床面積33㎡以上 (宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上) | 7㎡以上/室 | 9㎡以上/室 |
| 玄関帳場(フロント) | 規制なし (国の法令上の規制はないが、条例で基準化しているケースがある) | 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場(フロント)その他これに類する設備を有すること | |
| 入浴設備 | 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること | | 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること |
| 換気等 | 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること | | |
| その他 | 都道府県(保健所を設置する市又は特別区)にあっては、市又は特別区が条例で定める構造設備の基準に適合すること | | |

3. 民泊サービスの構造設備基準

- 旅館業法に「民泊サービス」という営業種別はありませんので、前ページに掲げた3つの種別のいずれかによって許可を取得する必要があります。
- いずれの種別でも民泊サービスの営業許可を得ることは制度上可能ですが、ホテル営業及び旅館営業には
 - ・ 客室数の規制（ホテル：10室以上／旅館：5室以上）があり、
 - ・ 玄関帳場（フロント）の設置などが義務づけられているため、住宅を使用して宿泊サービスを提供する**民泊サービスを行うには**、客室数の制限や玄関帳場（フロント）の設置義務がない（※）**「簡易宿所営業」により許可を取得するのが一般的**であり、簡易宿所営業の構造設備基準（2、7ページ参照）を満たす必要があります。
※ 自治体によっては条例でフロントの設置を義務づけている場合がありますので、各都道府県等の旅館業法担当窓口（10ページ参照）にご確認ください。

旅館業法の規制緩和（平成28年4月）

- 平成28年4月、衛生水準の確保が可能な範囲において、簡易宿所の許可基準が緩和され、**従来よりも容易に簡易宿所営業の許可を取得することができるようになりました。**
- 今回の規制緩和により、簡易宿所営業の許可要件である**客室に必要な延床面積（33平方メートル以上）の基準が改正**され、一度に宿泊させる宿泊者数が**10人未満の施設の場合には、3.3平方メートルに宿泊者数を乗じた面積以上**であれば許可を受けられるようになりました。
- なお、今回の規制緩和によって、許可を受けずに民泊サービスの提供ができるようになったということではありません。



第3章 その他の制度に基づく手続等

1. 建築基準法について



- 使用予定の建物が所在する地域において旅館業の立地が禁止されている場合があります。
また、**建築基準法の用途変更の建築確認の手続きが必要となる場合があります**（なお、用途変更のための建築確認の手続の要否にかかわらず、建築基準法に適合させる必要があります）。
詳しくは、都道府県等の建築基準法担当窓口にご相談ください。

2. 消防法について



- 民泊サービスを利用する方や周辺住民等の安全を確保するため、**消防用設備等の設置、出火防止、避難、通報等の防火安全対策が必要です**。詳しくは、お近くの消防機関にご相談ください。
- なお、民泊サービスを始める場合における必要な防火安全対策のポイントを整理したリーフレットを消防庁が作成していますので、ご活用ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_19.html

3. 賃貸契約、管理規約等について



- 旅館業の営業許可を受けようとする場合、ご自身の所有する建物を使用する場合と他者から建物を借り受けて実施する場合がありますが、いずれの場合でも営業許可を受けることは可能です。
- ただし、他者から建物を借り受けて営業を行う場合は、**賃貸借契約において、転貸（又貸し）が禁止されていないことや、民泊サービス（旅館業）に使用することが可能となっていることを貸主や賃貸住宅の管理会社に確認いただく必要があります**。
- また、分譲マンションの場合、**通常はマンションの管理規約等で用途を制限しているため、管理規約等を確認いただく必要があります**ので、トラブル防止の観点から事前に管理組合に相談されるなどの対応が望まれます。

第4章 各自治体の担当部署一覧

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|---------------------------|-----------|--|---------------------------------------|
| 北海道 | 北海道(下記以外) | 保健福祉部健康安全局食品衛生課 | 011-204-5260 |
| | 札幌市 | 保健福祉局保健所環境衛生課 | 011-622-5165 |
| | 函館市 | 市立函館保健所生活衛生課 | 0138-32-1523 |
| | 旭川市 | 旭川市保健所衛生検査課 | 0166-25-5324 |
| | 小樽市 | 小樽市保健所生活衛生課 | 0134-22-3118 |
| 青森県 | 青森県(下記以外) | 東青地域県民局地域健康福祉部保健総室(東地方保健所)生活衛生課 | 017-739-5421 |
| | | 中南地域県民局地域健康福祉部保健総室(弘前保健所)生活衛生課 | 0172-33-8521 |
| | | 三八地域県民局地域健康福祉部保健総室(八戸保健所)生活衛生課 ※H29.1.1から三戸地方保健所に名称変更 | 0178-27-5111 (内線 282) |
| | | 西北地域県民局地域健康福祉部保健総室(五所川原保健所)生活衛生課 | 0173-34-2108 |
| | | 上北地域県民局地域健康福祉部保健総室(上十三保健所)生活衛生課 | 0176-23-4261 |
| | | 下北地域県民局地域健康福祉部保健総室(むつ保健所)生活衛生課 | 0175-31-1388 |
| | 青森市 | 青森市保健所生活衛生課 | 017-765-5288 |
| | 八戸市 | 八戸市保健所衛生課(H29.1.1~) | 0178-43-9375 |
| | 岩手県 | 岩手県(下記以外) | 県央保健所(八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町所管) |
| 中部保健所(花巻市・北上市・遠野市・西和賀町所管) | | | 0198-22-4921 |
| 奥州保健所(奥州市・金ヶ崎町所管) | | | 0197-22-2831 |
| 一関保健所(一関市・平泉町所管) | | | 0191-26-1412 |
| 大船渡保健所(大船渡市・陸前高田市・住田町所管) | | | 0192-27-9913 |
| 釜石保健所(釜石市・大槌町所管) | | | 0193-25-2702 |
| 宮古保健所(宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村所管) | | | 0193-64-2218 |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|----------------|---------------------------------|------------------------------|
| 岩手県 | 岩手県(下記以外) | 久慈保健所(久慈市・普代村・野田村・洋野町所管) | 0194-53-4987 |
| | | 二戸保健所(二戸市・軽米町・九戸村・一戸町所管) | 0195-23-9202 |
| | 盛岡市 | 盛岡市保健所 生活衛生課 | 019-603-8310 |
| 宮城県 | 宮城県(下記以外) | 環境生活部食と暮らしの安全推進課 環境水道班 | 022-211-2645 |
| | | 仙南保健所 獣疫薬事班 | 0224-53-3119 |
| | | 塩釜保健所岩沼支所 食品薬事班 | 0223-22-6294 |
| | | 塩釜保健所 食品薬事班 | 022-363-5505 |
| | | 塩釜保健所黒川支所 食品薬事班 | 022-358-1111 |
| | | 大崎保健所 獣疫薬事班 | 0229-87-8001 |
| | | 栗原保健所 食品薬事班 | 0228-22-2115 |
| | | 登米保健所 食品薬事班 | 0220-22-6120 |
| | | 石巻保健所 獣疫薬事班 | 0225-95-1475 |
| | | 気仙沼保健所 環境廃棄物班 | 0226-22-5127 |
| | | 仙台市 | 仙台市保健所青葉支所衛生課 |
| | 仙台市保健所宮城野支所衛生課 | | 022-291-2111 内線 6724~6726 |
| | 仙台市保健所若林支所衛生課 | | 022-282-1111 内線 6724~6725 |
| | 仙台市保健所太白支所衛生課 | | 022-247-1111 内線 6724~6726 |
| | 仙台市保健所泉支所衛生課 | | 022-372-3111 内線 6724~6726 |
| | 仙台市保健所生活衛生課 | | 022-214-8206 |
| | 秋田県 | 秋田県(下記以外) | 秋田県生活環境部生活衛生課 |
| 秋田市 | | 保健所衛生検査課 | 018-883-1181 |
| 山形県 | | 環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局 食品安全衛生課 | 023-630-2329 |
| 福島県 | 福島県(下記以外) | 保健福祉部 食品生活衛生課 | 024-521-7243 |
| | 郡山市 | 郡山市保健所生活衛生課 | 024-924-2157 |
| | いわき市 | いわき市保健所生活衛生課 | 0246-27-8591 |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|-----------------|-------------------------------|--------------|
| 茨城県 | | 保健福祉部生活衛生課 | 029-301-3418 |
| 栃木県 | 栃木県(下記以外) | 栃木県保健福祉部生活衛生課 | 028-623-3110 |
| | 宇都宮市 | 宇都宮市保健所生活衛生課 | 028-626-1110 |
| 群馬県 | 群馬県(下記以外) | 健康福祉部 食品・生活衛生課 | 027-226-2445 |
| | 前橋市 | 前橋市保健所 衛生検査課 | 027-220-5777 |
| | 高崎市 | 保健医療部生活衛生課 | 027-381-6116 |
| 埼玉県 | 埼玉県(下記以外) | 埼玉県保健医療部生活衛生課 | 048-830-3613 |
| | さいたま市 | 保健福祉局保健所環境薬事課 | 048-840-2227 |
| | 川越市 | 保健医療部保健所食品・環境衛生課 | 049-227-5103 |
| | 越谷市 | 越谷市保健所生活衛生課 | 048-973-7532 |
| 千葉県 | 千葉県(下記以外) | 健康福祉部衛生指導課生活衛生推進班 | 043-223-2627 |
| | 千葉市 | 千葉市保健所環境衛生課 | 043-238-9939 |
| | 船橋市 | 船橋市保健所衛生指導課 | 047-409-2598 |
| | 柏市 | 柏市保健所生活衛生課 | 04-7167-1259 |
| 東京都 | 東京都(下記以外) | 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課 | 03-5320-4391 |
| | 千代田区 | 千代田保健所 生活衛生課 環境衛生 | 03-5211-8166 |
| | 中央区 | 中央区保健所 生活衛生課 環境衛生係 | 03-3541-5938 |
| | 港区 | みなと保健所 生活衛生課 環境衛生指導係 | 03-6400-0042 |
| | 新宿区 | 新宿区保健所 衛生課 環境衛生第1係 環境衛生第2係 | 03-5273-3841 |
| | | | 03-5273-3845 |
| | 文京区 | 文京保健所 生活衛生課 | 03-5803-1227 |
| | 台東区 | 台東保健所 生活衛生課 | 03-3847-9455 |
| | 墨田区 | 墨田区保健所 生活衛生課 生活環境係 | 03-5608-6939 |
| | 江東区 | 江東区保健所 生活衛生課 環境衛生係 | 03-3647-5862 |
| | 品川区 | 品川区保健所 生活衛生課 環医薬境衛生担当 | 03-5742-9138 |
| | 目黒区 | 目黒区保健所 生活衛生課 | 03-5722-9502 |
| | 大田区 | 大田区保健所 生活衛生課 環境衛生担当 | 03-5764-0693 |
| | 世田谷区 | 世田谷保健所 生活保健課 | 03-5432-2904 |
| | 渋谷区 | 渋谷区保健所 生活衛生課 環境衛生係 | 03-3463-1211 |
| 中野区 | 中野区保健所 医薬環境衛生担当 | 03-3382-6663 | |
| 杉並区 | 杉並保健所 生活衛生課 | 03-3391-1991 | |
| 豊島区 | 池袋保健所 生活衛生課 | 03-3987-4176 | |

第4章 各自治体の担当部署一覧

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 | |
|------|------------|-------------------------|------------------------|--------------|
| 東京都 | 北 区 | 北区保健所 生活衛生課 環境衛生 | 03-3919-0720 | |
| | 荒 川 区 | 荒川区保健所 生活衛生課 | 03-3802-3111 内線 426 | |
| | 板 橋 区 | 板橋区保健所 生活衛生課 環境衛生施設グループ | 03-3579-2335 | |
| | 練 馬 区 | 練馬区保健所 生活衛生課 | 03-5984-2485 | |
| | 足 立 区 | 足立保健所 生活衛生課 | 03-3880-5374 | |
| | 葛 飾 区 | 葛飾区保健所 生活衛生課 | 03-3602-1242 | |
| | 江 戸 川 区 | 江戸川保健所 生活衛生課 環境衛生係 | 03-3658-3177 | |
| | 八 王 子 市 | 八王子市保健所 生活衛生課 環境衛生担当 | 042-645-5142 | |
| | 町 田 市 | 町田市保健所 生活衛生課 環境衛生係 | 042-722-7354 | |
| 神奈川県 | 神奈川県(下記以外) | 保健福祉局生活衛生部生活衛生課 | 045-210-4950 | |
| | 横 浜 市 | 施設の所在する区にご連絡ください。 | | |
| | | 鶴見区 | 鶴見福祉保健センター生活衛生課 | 045-510-1845 |
| | | 神奈川区 | 神奈川福祉保健センター生活衛生課 | 045-411-7143 |
| | | 西区 | 西福祉保健センター生活衛生課 | 045-320-8444 |
| | | 中区 | 中福祉保健センター生活衛生課 | 045-224-8339 |
| | | 南区 | 南福祉保健センター生活衛生課 | 045-341-1192 |
| | | 港南区 | 港南福祉保健センター生活衛生課 | 045-847-8445 |
| | | 保土ヶ谷区 | 保土ヶ谷福祉保健センター生活衛生課 | 045-334-6363 |
| | | 旭区 | 旭福祉保健センター生活衛生課 | 045-954-6168 |
| | | 磯子区 | 磯子福祉保健センター生活衛生課 | 045-750-2452 |
| | | 金沢区 | 金沢福祉保健センター生活衛生課 | 045-788-7873 |
| | | 港北区 | 港北福祉保健センター生活衛生課 | 045-540-2373 |
| | | 緑区 | 緑福祉保健センター生活衛生課 | 045-930-2368 |
| | | 青葉区 | 青葉福祉保健センター生活衛生課 | 045-978-2465 |
| | | 都筑区 | 都筑福祉保健センター生活衛生課 | 045-948-2358 |
| | | 戸塚区 | 戸塚福祉保健センター生活衛生課 | 045-866-8476 |
| | | 栄区 | 栄福祉保健センター生活衛生課 | 045-894-6967 |
| | | 泉区 | 泉福祉保健センター生活衛生課 | 045-800-2451 |
| | | 瀬谷区 | 瀬谷福祉保健センター生活衛生課 | 045-367-5751 |
| | 川 崎 市 | 健康福祉局保健所生活衛生課 | 044-200-2448 | |
| | | 川崎区役所保健福祉センター衛生課 | 044-201-3223 | |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|-----------|-----------------------------------|--------------|
| 神奈川県 | 川崎市 | 幸区役所保健福祉センター衛生課 | 044-556-6681 |
| | | 中原区役所保健福祉センター衛生課 | 044-744-3271 |
| | | 高津区役所保健福祉センター衛生課 | 044-861-3322 |
| | | 宮前区役所保健福祉センター衛生課 | 044-856-3270 |
| | | 多摩区役所保健福祉センター衛生課 | 044-935-3306 |
| | | 麻生区役所保健福祉センター衛生課 | 044-965-5164 |
| | 相模原市 | 保健所 生活衛生課 生活衛生班 | 042-769-8347 |
| | | 保健所 生活衛生課 津久井班 | 042-780-1413 |
| | 横須賀市 | 横須賀市健康部保健所生活衛生課 | 046-824-9861 |
| | 藤沢市 | 藤沢市保健所 生活衛生課 | 0466-50-3594 |
| 新潟県 | 新潟県(下記以外) | 福祉保健部生活衛生課 | 025-280-5208 |
| | 新潟市 | 新潟市保健所環境衛生課 (北区・東区・中央区・江南区・西区) | 025-212-8266 |
| | | 新潟市保健所南食品環境センター (秋葉区・南区・西蒲区) | 025-372-6181 |
| 富山県 | 富山県(下記以外) | 厚生部生活衛生課 | 076-444-3229 |
| | | 新川厚生センター(黒部市・入善町・朝日町) | 0765-52-1225 |
| | | 新川厚生センター魚津支所(魚津市) | 0765-24-0359 |
| | | 中部厚生センター (滑川市・舟橋村・上市町・立山町) | 076-472-1234 |
| | | 高岡厚生センター(高岡市) | 0766-26-8416 |
| | | 高岡厚生センター射水支所(射水市) | 0766-56-2666 |
| | | 高岡厚生センター氷見支所(氷見市) | 0766-74-1780 |
| | | 砺波厚生センター(砺波市・南砺市) | 0763-22-3511 |
| | | 砺波厚生センター小矢部支所(小矢部市) | 0766-67-1070 |
| | 富山市 | 富山市保健所生活衛生課 | 076-428-1154 |
| 石川県 | 石川県(下記以外) | 健康福祉部薬事衛生課 | 076-225-1441 |
| | | 南加賀保健福祉センター | 0761-22-0795 |
| | | 石川中央保健福祉センター | 076-275-2642 |
| | | 能登中部保健福祉センター | 0767-53-2482 |
| | | 能登北部保健福祉センター | 0768-22-2011 |
| | 金沢市 | 金沢市保健所衛生指導課 | 076-234-5114 |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|-------------------|--|--------------|
| 福井県 | | 健康福祉部 医薬食品・衛生課 | 0776-20-0355 |
| | | 許可等の御相談は、申請予定地を管轄する各健康福祉センターまで | |
| | | 福井健康福祉センター 生活衛生課 (福井市、永平寺町) | 0776-36-1116 |
| | | 坂井健康福祉センター 環境衛生課 (あわら市、坂井市) | 0776-73-0600 |
| | | 奥越健康福祉センター 環境衛生課 (大野市、勝山市) | 0779-66-2076 |
| | | 丹南健康福祉センター 生活衛生課 (鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町) | 0778-51-0034 |
| | | 二州健康福祉センター 生活衛生課 (敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)) | 0770-22-3747 |
| | | 若狭健康福祉センター 環境衛生課 (小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)) | 0770-52-1300 |
| 山梨県 | | 福祉保健部 衛生業務課 | 055-223-1488 |
| | | 福祉保健部 中北保健所 衛生課 | 055-237-1382 |
| | | 福祉保健部 中北保健所峡北支所 衛生課 | 0551-23-3071 |
| | | 福祉保健部 峡東保健所 衛生課 | 0553-20-2751 |
| | | 福祉保健部 峡南保健所 衛生課 | 0556-22-8151 |
| | | 福祉保健部 富士・東部保健所 衛生課 | 0555-24-9033 |
| 長野県 | 長野県(下記以外) | 健康福祉部食品・生活衛生課 | 026-235-7153 |
| | | 佐久保健福祉事務所食品・生活衛生課 | 0267-63-3165 |
| | | 上田保健福祉事務所食品・生活衛生課 | 0268-25-7150 |
| | | 諏訪保健福祉事務所食品・生活衛生課 | 0266-57-2928 |
| | | 伊那保健福祉事務所食品・生活衛生課 | 0265-76-6855 |
| | | 飯田保健福祉事務所食品・生活衛生課 | 0265-53-0445 |
| | | 木曾保健福祉事務所食品・生活衛生課 | 0264-25-2235 |
| | | 松本保健福祉事務所食品・生活衛生課 | 0263-40-1940 |
| | | 大町保健福祉事務所食品・生活衛生課 | 0261-23-6528 |
| | | 長野保健福祉事務所食品・生活衛生課 | 026-225-9065 |
| | 北信保健福祉事務所食品・生活衛生課 | 0269-62-3106 | |
| | 長野市 | 長野市保健所食品生活衛生課 | 026-226-9970 |
| 岐阜県 | 岐阜県(下記以外) | 健康福祉部生活衛生課 | 058-272-8281 |
| | 岐阜市 | 保健所 生活衛生課 環境監視係 | 058-252-7195 |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|-----------------------|--|---------------|
| 静岡県 | 静岡県(下記以外) | 健康福祉部生活衛生局衛生課 | 054-221-3281 |
| | | 賀茂保健所(下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町) | 0558-24-2054 |
| | | ・松崎保健支援室(松崎町・西伊豆町) | 0558-42-0262 |
| | | 熱海保健所(熱海市・伊東市) | 0557-82-9102 |
| | | 東部保健所(沼津市・三島市・裾野市・伊豆の国市・ 函南町・清水町・長泉町) | 055-920-2108 |
| | | ・修善寺支所(伊豆市) | 0558-72-2310 |
| | | 御殿場保健所(御殿場市・小山町) | 0550-82-1223 |
| | | 富士保健所(富士市・富士宮市) | 0545-65-2620 |
| | | 中部保健所(焼津市・藤枝市・島田市・川根本町) | 054-644-9283 |
| | | ・榛原分庁舎(牧之原市・吉田町) | 0548-22-1151 |
| | 西部保健所(磐田市・袋井市・森町) | 0538-37-2245 | |
| | ・掛川支所(掛川市・御前崎市・菊川市) | 0537-22-3262 | |
| | ・浜名分庁舎(湖西市) | 053-594-3661 | |
| | 静岡市 | 生活衛生課 | 054-249-3156 |
| 浜松市 | 保健所生活衛生課(中区・東区・西区・南区) | 053-453-6112 | |
| | 保健所浜北支所(北区・浜北区・天竜区) | 053-585-1398 | |
| 愛知県 | 愛知県(下記以外) | 健康福祉部保健医療局生活衛生課 | 052-954-6299 |
| | | 一宮保健所 生活環境安全課 | 0586-72-0321 |
| | | 瀬戸保健所 環境・食品安全課 | 0561-82-2197 |
| | | 春日井保健所 生活環境安全課 | 0568-31-2189 |
| | | 江南保健所 環境・食品安全課 | 0587-56-2157 |
| | | 清須保健所 環境・食品安全課 | 052-401-2100 |
| | | 津島保健所 環境・食品安全課 | 0567-26-4137 |
| | | 半田保健所 生活環境安全課 | 0569-21-3342 |
| | | 知多保健所 環境・食品安全課 | 0562-32-6211 |
| | | 衣浦東部保健所 生活環境安全課 | 0566-21-4797 |
| | | 西尾保健所 環境・食品安全課 | 0563-56-5241 |
| | | 新城保健所 環境・食品安全課 | 0536-22-2204 |
| | | 豊川保健所 生活環境安全課 | 0533-86-3177 |
| | | 名古屋市 | 健康福祉局健康部環境薬務課 |
| | 豊橋市 | 健康部保健所生活衛生課 | 0532-39-9124 |
| | 岡崎市 | 保健部生活衛生課 | 0564-23-6187 |
| | 豊田市 | 豊田市保健所感染症予防課 | 0565-34-6180 |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|-----------|---|----------------------|
| 三重県 | 三重県(下記以外) | 健康福祉部食品安全課 | 059-224-2359 |
| | 四日市市 | 四日市市保健所衛生指導課 | 059-352-0591 |
| 滋賀県 | 滋賀県(下記以外) | 健康医療福祉部生活衛生課 | 077-528-3641 |
| | | 草津保健所 | 077-562-3549 |
| | | 甲賀保健所 | 0748-63-6149 |
| | | 東近江保健所 | 0748-22-1266 |
| | | 彦根保健所 | 0749-21-0284 |
| | | 長浜保健所 | 0749-65-6664 |
| | | 高島保健所 | 0740-22-3552 |
| | 大津市 | 健康保険部保健所衛生課 | 077-522-7372 |
| 京都府 | 京都府(下記以外) | 健康福祉部生活衛生課 | 075-414-4757 |
| | | 乙訓保健所 環境衛生室 (向日市、長岡京市、大山崎町) | 075-933-1241 |
| | | 山城北保健所 衛生室 (宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町) | 0774-21-2912 |
| | | 山城南保健所 環境衛生室 (木津川市、精華町、和束町、笠置町、南山城村) | 0774-72-4302 |
| | | 南丹保健所 環境衛生室 (亀岡市、南丹市、京丹波町) | 0771-62-4754 |
| | | 中丹西保健所 環境衛生室 (福知山市) | 0773-22-6382 |
| | | 中丹東保健所 環境衛生室 (舞鶴市、綾部市) | 0773-75-1156 |
| | | 丹後保健所 環境衛生室 (宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町) | 0772-62-1361 |
| | | 京都市 | 京都市保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課 |

| 自治体名 | 担当課 | 電話番号 | |
|-------|-----------------|---|--------------|
| 大阪府 | 大阪府(下記以外) | 健康医療部環境衛生課生活衛生グループ | 06-6944-9910 |
| | | 池田保健所 衛生課 (池田市、箕面市、豊能町、能勢町) | 072-751-2990 |
| | | 吹田保健所 衛生課 (吹田市) | 06-6339-2225 |
| | | 茨木保健所 生活衛生室 環境衛生課 (茨木市、摂津市、島本町) | 072-620-6706 |
| | | 寝屋川保健所 衛生課 (寝屋川市) | 072-829-7721 |
| | | 守口保健所 衛生課 (守口市、門真市) | 06-6993-3134 |
| | | 四條畷保健所 衛生課 (大東市、四條畷市、交野市) | 072-878-4480 |
| | | 八尾保健所 衛生課 (八尾市、柏原市) | 072-994-0661 |
| | | 藤井寺保健所 生活衛生室 環境衛生課 (松原市、羽曳野市、藤井寺市) | 072-952-6165 |
| | | 富田林保健所 衛生課 (富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河 南町、千早赤阪村) | 0721-23-2682 |
| | | 和泉保健所 衛生課 (和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町) | 0725-41-1342 |
| | | 岸和田保健所 衛生課 (岸和田市、貝塚市) | 072-422-5681 |
| | | 泉佐野保健所 生活衛生室 環境衛生課 (泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬 町) | 072-462-7982 |
| | 大 阪 市 | 大阪市保健所環境衛生監視課(環境衛生指導グル ープ) | 06-6647-0763 |
| | 堺 市 | 健康福祉局 健康部 保健所 環境薬務課 | 072-222-9940 |
| | 東 大 阪 市 | 健康部保健所環境薬務課 | 072-960-3804 |
| 豊 中 市 | 健康福祉部 保健所 衛生管理課 | 06-6152-7321 | |
| 高 槻 市 | 高槻市保健所保健衛生課 | 072-661-9331 | |
| 枚 方 市 | 枚方市保健所 保健衛生課 | 072-807-7624 | |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|--------------------|------------------------|--------------|
| 兵庫県 | 兵庫県(下記以外) | 健康福祉部健康局生活衛生課 | 078-362-3254 |
| | | 芦屋健康福祉事務所 | 0797-32-0707 |
| | | 宝塚健康福祉事務所 | 0797-72-0054 |
| | | 伊丹健康福祉事務所 | 072-785-7463 |
| | | 加古川健康福祉事務所 | 079-422-0005 |
| | | 明石健康福祉事務所 | 078-917-1623 |
| | | 加東健康福祉事務所 | 0795-42-9372 |
| | | 中播磨健康福祉事務所 | 0790-22-1234 |
| | | 龍野健康福祉事務所 | 0791-63-5145 |
| | | 赤穂健康福祉事務所 | 0791-43-2937 |
| | | 豊岡健康福祉事務所 | 0796-26-3666 |
| | | 朝来健康福祉事務所 | 079-672-6872 |
| | | 丹波健康福祉事務所 | 0795-73-3771 |
| | | 洲本健康福祉事務所 | 0799-26-2067 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 保健福祉局健康部生活衛生課 | 078-322-5265 |
| | | 【東灘区・灘区・中央区】東部衛生監視事務所 | 078-232-4651 |
| | | 【兵庫区・長田区・須磨区】西部衛生監視事務所 | 078-579-2660 |
| | | 【北区】北衛生監視事務所 | 078-593-3250 |
| | | 【垂水区】垂水衛生監視事務所 | 078-708-6230 |
| | | 【西区】西衛生監視事務所 | 078-929-0550 |
| | 姫路市 | 姫路市保健所衛生課 | 079-289-1633 |
| 尼崎市 | 尼崎市健康福祉局生活衛生課 | 06-4869-3017 | |
| 西宮市 | 西宮市保健所生活環境課生活環境子一ム | 0798-26-3692 | |
| 奈良県 | 奈良県(下記以外) | くらし創造部消費・生活安全課 | 0742-27-8674 |
| | 奈良市 | 奈良市保健所生活衛生課 | 0742-93-8395 |

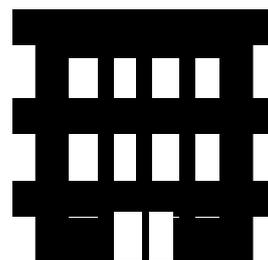
| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|------------|--|--------------|
| 和歌山県 | 和歌山県(下記以外) | 環境生活部県民局食品・生活衛生課 | 073-441-2620 |
| | | 海南保健所衛生環境課 | 073-483-8825 |
| | | 岩出保健所衛生環境課 | 0736-61-0022 |
| | | 橋本保健所衛生環境課 | 0736-42-5443 |
| | | 湯浅保健所衛生環境課 | 0737-64-1293 |
| | | 御坊保健所衛生環境課 | 0738-24-3617 |
| | | 田辺保健所衛生環境課 | 0739-26-7934 |
| | | 新宮保健所衛生環境課 | 0735-21-9631 |
| | | 新宮保健所串本支所保健環境課 | 0735-72-0525 |
| | 和歌山市 | 和歌山市保健所生活保健課 | 073-488-5113 |
| 鳥取県 | | 東部生活環境事務所環境・循環推進課 | 0857-20-3672 |
| | | 中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 | 0858-23-3150 |
| | | 西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 | 0859-31-9322 |
| 島根県 | | 健康福祉部薬事衛生課 | 0852-22-6529 |
| 岡山県 | 岡山県(下記以外) | 玉野市, 瀬戸内市, 吉備中央町, 備前市, 赤磐市, 和気町にある施設で営業をお考えの方 備前保健所衛生課 | 086-272-3947 |
| | | 総社市, 早島町, 笠岡市, 井原市, 浅口市, 里庄町, 矢掛町にある施設で営業をお考えの方 備中保健所衛生課 | 086-434-7026 |
| | | 高梁市, 新見市にある施設で営業をお考えの方 備北保健所備北衛生課 | 0866-21-2837 |
| | | 真庭市, 新庄村にある施設で営業をお考えの方 真庭保健所真庭衛生課 | 0867-44-2918 |
| | | 津山市, 鏡野町, 美咲町, 久米南町, 美作市, 勝央町, 奈義町, 西粟倉村にある施設で営業をお考えの方 美作保健所衛生課 | 0868-23-0115 |
| | | 保健福祉部生活衛生課 | 086-226-7335 |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|-----------|-----------------------------|--------------|
| 岡山県 | 岡山市 | 岡山市保健所衛生課環境衛生係 | 086-803-1258 |
| | 倉敷市 | 倉敷市保健所生活衛生課 | 086-434-9830 |
| 広島県 | 広島県(下記以外) | 健康福祉局食品生活衛生課 | 082-513-3097 |
| | 広島市 | 健康福祉局保健部環境衛生課 | 082-241-7408 |
| | 福山市 | 福山市保健所生活衛生課 | 084-928-1165 |
| | 呉市 | 呉市保健所生活衛生課 | 0823-25-3538 |
| 山口県 | 山口県(下記以外) | 山口県 環境生活部 生活衛生課 指導班 | 083-933-2970 |
| | | 岩国健康福祉センター 生活環境課 環境衛生薬事班 | 0827-29-1526 |
| | | 柳井健康福祉センター 生活環境課 環境薬事班 | 0820-22-3631 |
| | | 周南健康福祉センター 生活環境課 環境衛生薬事班 | 0834-33-6427 |
| | | 山口健康福祉センター 生活環境課 環境衛生薬事班 | 083-934-2534 |
| | | 宇部健康福祉センター 生活環境課 環境衛生薬事班 | 0836-31-3200 |
| 山口県 | 山口県(下記以外) | 長門健康福祉センター 生活環境課 環境薬事班 | 0837-22-2811 |
| | | 萩健康福祉センター 生活環境課 環境薬事班 | 0838-25-2666 |
| | | 山陽小野田市 市民生活部 環境課 生活衛生係 | 0836-82-1143 |
| | | 萩市 市民部 環境衛生課 生活環境係 | 0838-25-3341 |
| | 下関市 | 保健部生活衛生課 | 083-231-1540 |
| 徳島県 | | 危機管理部県民くらし安全局安全衛生課 | 088-621-2229 |
| | | 徳島保健所食品衛生担当 | 088-652-5155 |
| | | 吉野川保健所生活衛生担当 | 0883-36-9016 |
| | | 阿南保健所生活衛生担当 | 0884-28-9870 |
| | | 美波保健所生活衛生担当 | 0884-74-7347 |
| | | 美馬保健所生活衛生担当 | 0883-52-1011 |
| | | 三好保健所生活衛生担当 | 0883-72-1121 |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 | |
|------|----------------|---------------------|----------------|--------------|
| 香川県 | 香川県(下記以外) | 東讃保健所衛生課 | 0879-29-8270 | |
| | | 小豆保健所衛生課 | 0879-62-1374 | |
| | | 中讃保健所衛生課 | 0877-24-9964 | |
| | | 西讃保健所衛生課 | 0875-25-4383 | |
| | 高松市 | 高松市保健所生活衛生課 | 087-839-2865 | |
| 愛媛県 | 愛媛県(下記以外) | 保健福祉部健康衛生局業務衛生課 | 089-912-2390 | |
| | 松山市 | 松山市保健所生活衛生課 | 089-911-1807 | |
| 高知県 | 高知県(下記以外) | 健康政策部食品・衛生課 | 088-823-9671 | |
| | | 安芸福祉保健所衛生環境課 | 0887-34-3173 | |
| | | 中央東福祉保健所衛生環境課 | 0887-52-0004 | |
| | | 中央西福祉保健所衛生環境課 | 0889-22-1286 | |
| | | 須崎福祉保健所衛生環境課 | 0889-42-2004 | |
| | | 幡多福祉保健所衛生環境課 | 0880-34-0085 | |
| | 高知市 | 高知市保健所生活食品課 | 088-822-0588 | |
| 福岡県 | 福岡県(下記以外) | 筑紫保健福祉環境事務所保健衛生課 | 092-513-5599 | |
| | | 粕屋保健福祉事務所保健衛生課 | 092-939-1744 | |
| | | 糸島保健福祉事務所保健衛生課 | 092-322-3268 | |
| | | 宗像・遠賀保健福祉環境事務所保健衛生課 | 0940-47-0344 | |
| | | 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所保健衛生課 | 0948-21-4973 | |
| | | 福岡県(下記以外) | 田川保健福祉事務所保健衛生課 | 0947-42-9309 |
| 福岡県 | 福岡県(下記以外) | 北筑後保健福祉環境事務所保健衛生課 | 0946-22-2741 | |
| | | 南筑後保健福祉環境事務所保健衛生課 | 0944-72-2163 | |
| | | 京築保健福祉環境事務所保健衛生課 | 0930-23-2245 | |
| | | 県庁保健医療介護部保健衛生課 | 092-643-3279 | |
| | | 北九州市保健所東部生活衛生課 | 093-522-8728 | |
| | 北九州市保健所西部生活衛生課 | 093-642-1441(代) | | |
| | 福岡市 | 福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課 | 092-711-4273 | |
| | | 東区 | 東区保健福祉センター衛生課 | 092-645-1112 |
| | | 博多区 | 博多区保健福祉センター衛生課 | 092-419-1125 |
| | | 中央区 | 中央区保健福祉センター衛生課 | 092-761-7351 |
| | | 南区 | 南区保健福祉センター衛生課 | 092-559-5161 |
| | | 城南区 | 城南区保健福祉センター衛生課 | 092-831-4219 |
| | | 早良区 | 早良区保健福祉センター衛生課 | 092-851-6602 |
| | | 西区 | 西区保健福祉センター衛生課 | 092-895-7094 |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|-----------|-----------------|--------------|
| 福岡県 | 久留米市 | 久留米市保健所衛生対策課 | 0942-30-9727 |
| | 大牟田市 | 生活衛生課 | 0944-41-2668 |
| 佐賀県 | | 健康福祉部生活衛生課 | 0952-25-7077 |
| 長崎県 | 長崎県(下記以外) | 県民生活部生活衛生課 | 095-895-2363 |
| | | 西彼保健所 | 095-856-0693 |
| | | 県央保健所 | 0957-26-3305 |
| | | 県南保健所 | 0957-62-3288 |
| | | 県北保健所 | 0950-57-3933 |
| | | 五島保健所 | 0959-72-3125 |
| | | 上五島保健所 | 0959-42-1121 |
| | | 壱岐保健所 | 0920-47-0260 |
| | | 対馬保健所 | 0920-52-0166 |
| | 長崎市 | 長崎市保健所生活衛生課 | 095-829-1155 |
| | 佐世保市 | 保健福祉部生活衛生課 | 0956-24-1111 |
| 熊本県 | 熊本県(下記以外) | 健康福祉部健康局薬務衛生課 | 096-333-2245 |
| | | 有明保健所 | 0968-72-2184 |
| | | 山鹿保健所 | 0968-44-4121 |
| | | 菊池保健所 | 0968-25-4135 |
| | | 阿蘇保健所 | 0967-32-0535 |
| | | 御船保健所 | 096-282-0016 |
| | | 宇城保健所 | 0964-32-1148 |
| | | 八代保健所 | 0965-33-3198 |
| | | 水俣保健所 | 0966-63-4104 |
| | | 人吉保健所 | 0966-22-3108 |
| | | 天草保健所 | 0969-23-0172 |
| | 熊本市 | 健康福祉局保健衛生部生活衛生課 | 096-364-3187 |

| 自治体名 | | 担当課 | 電話番号 |
|------|------------|------------------------|--|
| 大分県 | 大分県(下記以外) | 東部保健所 | 0977-67-2511 |
| | | 東部保健所国東保健部 | 0978-72-1127 |
| | | 中部保健所 | 0972-62-9171 |
| | | 中部保健所由布保健部 | 097-582-0660 |
| | | 南部保健所 | 0972-22-0562 |
| | | 豊肥保健所 | 0974-22-0162 |
| | | 西部保健所 | 0973-23-3133 |
| | | 北部保健所 | 0979-22-2210 |
| | | 北部保健所豊後高田保健部 | 0978-22-3165 |
| | | 生活環境部 食品安全・衛生課 | 097-506-3055 |
| | 大分市 | 大分市保健所衛生課 | 097-536-2854 |
| 宮崎県 | 宮崎県(下記以外) | 福祉保健部衛生管理課 | 0985-44-2628 |
| | 宮崎市 | 宮崎市保健所保健衛生課 | 0985-29-5283 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県(下記以外) | 伊集院保健所 | 099-273-2332 |
| | | 加世田保健所 | 0993-53-2317 |
| | | 川薩保健所 | 0996-23-3167 |
| | | 始良保健所 | 0995-44-7959 |
| | | 鹿屋保健所 | 0994-52-2112 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県(下記以外) | 西之表保健所 | 0997-22-0032 |
| | | 屋久島保健所 | 0997-46-2024 |
| | | 名瀬保健所 | 0997-52-5411 |
| | | 徳之島保健所 | 0997-82-0149 |
| | | 保健福祉部生活衛生課 | 099-286-2784 |
| | 鹿児島市 | 鹿児島市保健所生活衛生課 | 099-258-2331 H.29.1.4以降 099-803-6885 |
| 沖縄県 | 沖縄県(下記以外) | 保健医療部生活衛生課 | 098-866-2055 |
| | 那覇市 | 那覇市保健所生活衛生課 医務薬務環境グループ | 098-853-7963 |



おわりに ～民泊サービスの新たな制度設計について～

「民泊サービス」については、空きキャパシティの有効活用など地域活性化の観点や、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要に応えるなどの要請とともに、テロ防止や感染症まん延防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められています。

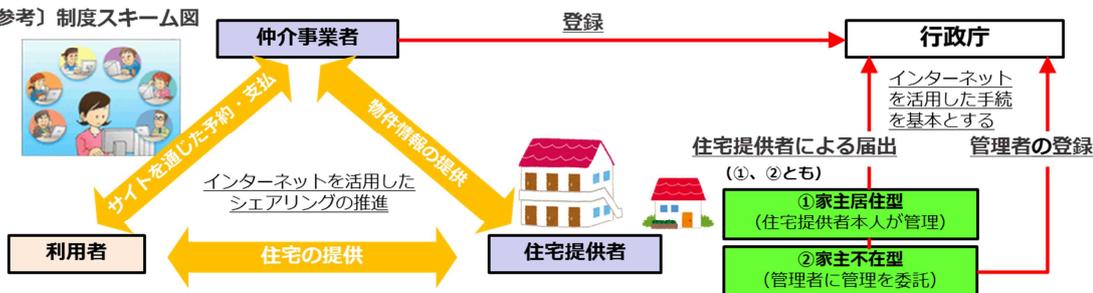
このため、厚生労働省と観光庁は各分野の有識者等を構成員とする「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、民泊ルールの検討を進め、平成28年6月にその最終報告書が取りまとめられました。

新たな制度枠組み

基本的な考え方

- **制度目的**
民泊の健全な普及、多様化する宿泊ニーズや逼迫する宿泊需給への対応、空き家の有効活用 等
- **制度の対象とする民泊の意義**
住宅を活用した宿泊の提供と位置付け、住宅を1日単位で利用者に利用させるもので、「一定の要件」の範囲内で、有償かつ反復継続するもの。
※ 「一定の要件」として、既存の旅館・ホテルと法律上異なる「住宅」として扱えるよう、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として設定。「一定の要件」を超えて実施されるものは、新たな制度枠組みの対象外であり、旅館業法に基づく営業許可が必要。
※ 「住宅」として扱えるような「一定の要件」が設定されることを前提に、住居専用地域でも実施可能（ただし、地域の実情に応じて条例等により実施できないこととするこも可能。）。
- **制度枠組みの基本的な考え方**
「家主居住型」と「家主不在型」に区別した上で、住宅提供者、管理者、仲介事業者に対する適切な規制を課し、適正な管理や安全面・衛生面を確保しつつ、行政が、住宅を提供して実施する民泊を把握できる仕組みを構築。
- **法体系**
この枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度として整備。

〔参考〕制度スキーム図



※「民泊サービスのあり方に関する検討会」最終報告書（概要）

この報告書を踏まえ、政府においては、既存の旅館業法とは別の法制度の整備を検討しており、平成28年度中に新たな法案を国会に提出することとしておりますが、現在は、原則として旅館業法に基づく許可が必要ですので、旅館業にあたる民泊サービスを行う場合は、営業許可を取得していただきますよう、お願い申し上げます。

この手引きに関するお問合せ先

厚生労働省 医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部 生活衛生課 指導係

03-5253-1111（内線2437）